

令和 6 年度版

秋田県子ども・女性・障害者相談センター

業 務 概 要

《令和 5 年度実績》

《所在地》

010-0864 秋田市手形住吉町 3 番 6 号

電話(代表) 018-831-2940

Fax 018-827-5231

E-mail soudan-center@pref.akita.lg.jp



秋田県

目 次

I 子ども・女性・障害者相談センターの概要

1	子ども・女性・障害者相談センターの沿革	1
2	業務の内容	1
3	組織体制	4
4	沿革年表	5

II 子どもに関する相談(中央児童相談所)

III 女性に関する相談(女性相談支援センター)

IV 身体障害に関する相談(身体障害者更生相談所)

知的障害に関する相談(知的障害者更生相談所)

V こころの健康に関する相談(精神保健福祉センター)

※IIからVは、それぞれ別冊にて作成しています。

I 子ども・女性・障害者相談センターの概要

1 子ども・女性・障害者相談センターの沿革

中央児童相談所(昭和48年建築)、女性相談所(昭和52年建築)、福祉相談センター及び精神保健福祉センターの4機関を統合し、令和5年4月「子ども・女性・障害者相談センター」を設置しました。

老朽化した施設の更新による一時保護児童等の生活環境向上といったハード面での課題解決に加え、子ども、女性、障害児者への相談援助やこころの健康に関する相談を一体化した相談機関として、高い専門性と複雑化・多様化する問題にも柔軟に対応します。

2 業務の内容

(1) 子どもに関する相談

18歳未満の子どもの福祉や健全育成に関する相談、子どもが明るく健やかに成長していくための援助を行っています。

(2) 女性に関する相談

女性の悩みや困りごと、心配事に関する相談に応じます。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談に応じます。

(3) 身体障害に関する相談

身体に障害のある方の専門的な相談に応じます。また、身体障害者手帳の交付の審査や、補装具、自立支援医療(更生医療)の医学的判定を行います。

(4) 知的障害に関する相談

18歳以上の方について、療育手帳の対象に該当するかどうかの判定を行うとともに、その家族に対する助言等を行います。

(5) こころの健康に関する相談

心の問題や病気で困っているご本人やご家族からの相談に応じるとともに、精神保健福祉の関係機関に専門的立場から助言します。

(6) 実習等の受入状況、講師の派遣

① 実習、研修等の受入

月日	内容	対象人数
令和5年8月28日 ～9月7日	聖園学園短期大学研修(10日間)	5
9月26日～28日	秋田県庁インターンシップ受入	3
8月28日 9月26日, 9月28日	秋田大学公認心理師養成実習	5
11月16日	秋田南高等学校	6

② 講師の派遣

月日	講義内容(派遣先)	対象人数
令和5年7月10日	県消防学校初任教育第77期	51
7月12日	被害者支援ボランティア養成講座	14
8月1日	由利本荘市学校保健協議会	45
8月31日	秋田県警察性犯罪捜査専科	15
9月7日	乳幼児保健講演会	30
9月8日	秋田県警察人身安全関連事案対策専科	21
9月12日	能代高等学校定時制課程	53
9月15日	矢島地区民生児童委員協議会	25
9月27日 10月4・11・18・25日	新規採用職員(県・市町村)研修(後期)	380
10月4日～5日	秋田県児童養護施設協議会職員総合研究会	
10月20日	秋田市医師会園医の会	30
10月25日	雄和地域包括支援センター緑水苑	15
11月2日	南部地区幼保小後期連絡協議会	30
11月13日	潟上市 障害者相談研修会	8
11月18日	令和5年度初級パラスポーツ指導員養成講習会	14
11月21日	令和5年度みどりアシスト研修会(校内研修会)	60
令和6年2月3日	県医師会 児童虐待予防研修会	38
2月15日	県人事委員会「先輩職員に聞いてみよう！オンライン座談会」	

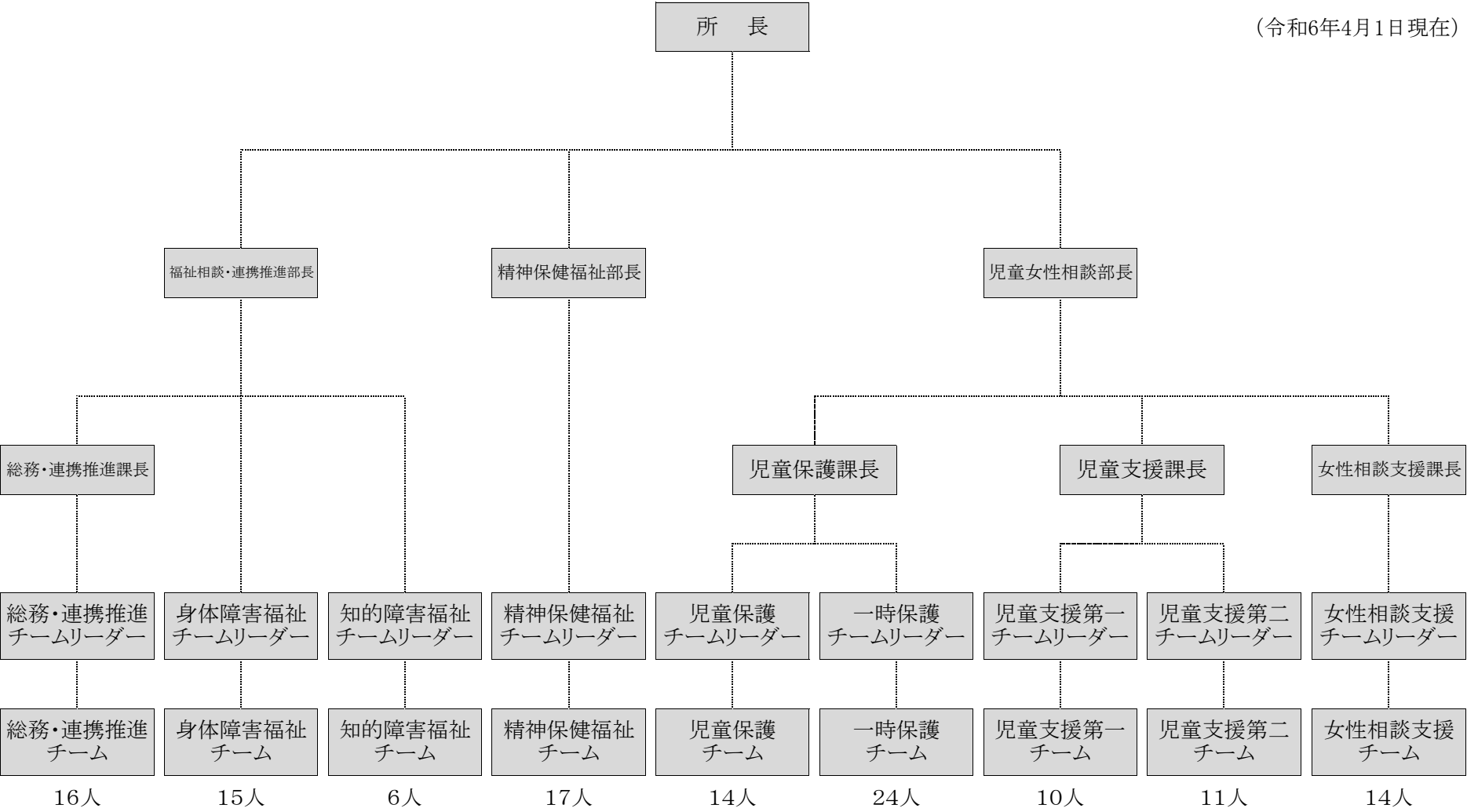
③ 見学の受入

月日	申込者	対象人数
令和5年5月12日	ことりさわ学園	2
5月29日	県総合教育センター、中央教育事務所ソーシャルワーカー	6
6月6日	明德地区民生委員	15
6月29日	秋田っ子を健全に育む会	10
6月30日	由利本荘市石脇地区民生児童委員協議会	18
7月3日	秋田県児童養護施設協議会	20
7月10日	秋田県家庭相談員連絡協議会	13
7月13日	手形新栄町一区町内会	10
7月26日	井川町民生児童委員協議会	20
8月1日	秋田弁護士会	14
8月2日	秋田県警察安全相談実務専科	16
8月21日	国保医療室インターンシップ	1
8月30日	秋田家庭裁判所	6
9月4日	障害福祉課インターンシップ	2
9月8日	秋田県母子福祉協議会	28
9月29日	本荘人権擁護委員協議会	16
10月5日	秋田市議会議員 秋水会	8
10月6日	秋田臨港地区少年保護育成委員会	12
10月12日	県行政経営課有識者、行政経営課職員	5
10月16日	八郎潟町民生児童委員協議会	7
10月23日	にかほ市更生保護女性会	25
10月25日	能代市民生委員児童委員協議会	11
11月1日	潟上市民生児童委員協議会青少年児童福祉部会	27
11月2日	秋田市教育委員会	7
11月6日	秋田東地区少年保護育成委員会	20
11月7日	にかほ地区少年保護育成委員会	28
11月9日	秋田市子ども未来部子ども未来センター	13
11月10日	秋田県警察生活安全任用科	10
11月13日	本荘地区保護司会	18
11月14日	秋田市内母子生活支援施設協議会	12
11月15日	日赤奉仕団明德分団	16
11月24日	秋田県公安委員会・秋田県教育委員会	15
11月29日	北秋田市合川地区防犯協会	10
11月30日	大潟村心配ごと相談所運営委員会	8
1月25日	明德地区老人クラブ	10
令和6年2月1日	秋田大学教育文化学部	25

3 組織体制

(令和6年4月1日現在)

4



(1) 人 ※千秋学園からの兼務職員で外数

4 沿革年表

中央児童相談所		女性相談支援センター		身体障害者更生相談所		知的障害者更生相談所		精神保健福祉センター	
S 22. 1	児童福祉法制定（昭和23年1月1日施行）								
S 23. 6	秋田市中亀ノ丁上丁22にある感恩講児童保育院の一部を借用して中央児童相談所を設置			S 24. 1	身体障害者福祉法制定（昭和25年4月1日施行）			S 25. 4	精神衛生法制定（昭和25年5月1日施行）
S 26. 1	秋田県行政組織規程の一部を改正し地方事務所に民生課を設け福祉事務所の業務を行う			S 27. 1	身体障害者福祉法に基づき、県立第一病院（秋田市檜山堀反虎の口）内に「身体障害者更生相談所」を設置				
S 30. 9	秋田県条例第26号により福祉事務所を設置			S 29. 1	県立中央病院堀反病棟内に移転				
S 32. 6	秋田市手形住吉町に移転新築	S 31. 5	売春防止法制定（昭和32年4月1日施行）						
		S 32. 4	売春防止法に基づき、秋田県婦人相談所を秋田県社会福祉会館内（秋田市西根小屋町上丁11番地）に設置	S 32. 4	秋田県社会福祉協議会内に移転				
		S 33. 6	旧県立中央病院檜山病棟に移転 婦人保護施設「秋田県陽光園」を併設	S 35. 4	県婦人相談所内に移転	S 35. 3	精神薄弱者福祉法制定（昭和35年4月1日施行）		
						S 35. 7	精神薄弱者福祉法に基づき、県立中央病院内に「精神薄弱者更生相談所」を開設	S 35. 8	秋田県精神衛生相談所設置条例公布
S 39. 4	家庭相談室を各県福祉事務所に設置し地方における児童相談業務を強化	S37. 10	婦人相談所を秋田市檜山虎の口新町4番地に新築・移転	S 36. 1	県立中央病院堀反病棟内に移転			S 39. 4	県公衆衛生課に県精神衛生相談所を設置 県立中央病院内で相談業務実施
				S 37. 1	県立中央病院内に移転				
				S 46. 4	秋田大学医学部附属病院内に移転	S 41.	中央児童相談所内に移転	S 46. 4	県秋田保健所内で相談業務実施
S 48. 6	秋田市新屋町字下川原(福祉団地)に移転	S 50. 1	婦人電話相談室を開設						
		S 52. 6	秋田市手形住吉町に秋田県母子福祉総合センターを新築	S 51. 7	秋田市新屋町字下川原(福祉団地)身体障害者更生指導所と併設移転				
								S 54. 7	県精神衛生センターを設置
								S 55. 6	デイケア事業開始
								S 56. 6	酒害相談事業開始
								S 60. 6	心の健康づくり推進事業開始
								S 63. 7	精神衛生法等の一部を改正する法律の施行により精神保健法に名称変更 法改正により「秋田県精神保健センター」に改称
								S 64. 1	特定相談指導事業開始(アルコール依存関連、思春期精神保健に関する相談指導)
H 2. 10	家庭支援相談等事業（子ども・家庭110番事業）実施							H 2. 5	「こころの電話」相談業務開始
								H 7. 7	精神保健法の一部を改正する法律の施行により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に名称変更 法改正により「秋田県精神保健福祉センター」に改称

中央児童相談所		女性相談支援センター		身体障害者更生相談所		知的障害者更生相談所		精神保健福祉センター	
H 10. 4	改正児童福祉法施行					H 11. 4	精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律の施行により知的障害者福祉法に名称変更法改正により「知的障害者更生相談所」に改称	H 9. 4	仙北郡協和町に移転、デイケア事業廃止
H 12. 5	児童虐待の防止等に関する法律制定（平成12年11月20日施行）	H 12. 4	秋田県婦人相談所を「秋田県女性相談所」に改称	H12. 4 身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所を統合し、身体障害者更生訓練センター内に「障害者相談センター」として開設				H 11. 1	薬物相談事業開始
H 13. 4	中央児童相談所北支所（大館市）、南支所（横手市）を健康福祉センター内に設置	H 13. 4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）制定（平成13年10月13日一部を除き施行）						
		H 14. 4	「DV防止法」のうち、「配偶者暴力相談支援センター」（以下「DV相談支援センター」という。）に係る事項が施行。DV相談支援センターを県内10か所に設置	H 14. 5	身体障害者補助犬法制定（平成14年10月1日施行）				
H 16. 1	児童虐待の防止等に関する法律の一部改正施行			H17. 4 福祉総合相談業務等を加えて、秋田市中通(明徳館ビル内)に「福祉相談センター」として開設					
H 16. 1	改正児童福祉法公布、同日から順次施行			H17. 1 障害者自立支援法制定（平成18年4月1日一部施行、平成18年10月1日完全施行）					
H 17. 4	行政組織規則の一部改正により北支所及び南支所を北児童相談所及び南児童相談所として機能強化	H 17. 4	DV相談支援センターを県内8か所に設置					H 19. 8	あきたいのちのケアセンター業務開始
		H 18. 3	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定						
		H 19. 4	DV相談支援センターを県内6か所に設置	H20. 4 「精神保健福祉センター」が秋田市中通(明徳館ビル内)へ移転、併置となる					
H 20. 4	児童虐待の防止等に関する法律の一部改正施行	H 21. 3	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第2期基本計画」策定						
H 22. 4	改正児童福祉法施行								
H 23. 5	家事事件手続法制定（平成25年1月1日施行）	H 24. 3	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第3期基本計画」策定	H24. 4 障害者自立支援法等の一部を改正する法律施行					
H 24. 4	民法等の一部を改正する法律施行（親権停止の創設等）			H24. 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律制定（平成25年4月1日施行）					
		H 27. 3	「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第4期基本計画」策定	H 27. 6	「補聴器相談事業」開始			H25. 10	ひきこもり相談支援センター業務開始
H 29. 4	児童福祉法等の一部を改正する法律施行			H30. 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律施行				H 29. 4	あきたいのちのケアセンター業務を秋田県地域自殺対策推進センターへ一部移管
		R 4. 5	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律制定（令和6年4月1日施行）						
		R5. 4 4つの機関を統合し「子ども・女性・障害者相談センター」を秋田市手形地区に設置							
		R 6. 4	法施行により「女性相談所」を「女性相談支援センター」へ改称	R 5. 9	「補聴器相談事業」終了				